



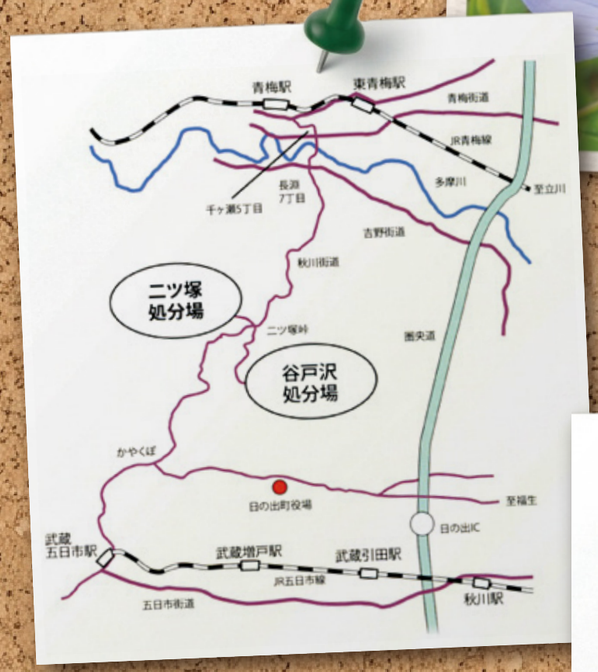


環境報告書

Environmental Report

2026







東京たま広域資源循環組合

〒190-0181 東京都西多摩郡日の出町大久野7642
TEL：042-597-6151　FAX：042-597-7886
E-Mail toiawase@tama-junkankumiai.com
URL https://www.tama-junkankumiai.com/

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C020167

VEGETABLE OIL INK

東京たま広域資源循環組合

▶東京たま広域資源循環組合からのご挨拶

ごみの最終処分事業やエコセメント事業を通じ、資源循環型社会の実現に貢献します。

東京たま広域資源循環組合では、各種法令や地元との公害防止協定を遵守しつつ、日の出町の皆さまのご理解・ご協力を得ながら、二ツ塚処分場において東京都多摩地域25市1町約400万人から出されるごみの最終処分を、安全かつ適正に行っております。

当組合は、組織団体の住民、事業者の皆さまのご協力のもと、「循環型社会」の形成へ向け取り組んでまいりました。その中の一つ「ごみ減量化」への取組が実を結び、平成30年度から不燃ごみの埋立てゼロを継続するなど、多摩地域のリサイクル率を全国トップクラスへと押し上げています。

また、開設から40年以上経過した谷戸沢処分場においては、平成10年4月に埋立てを終了した後、自然再生エリアを設定し適切な維持管理を行ったことで、国蝶オオムラサキの生息やフクロウの営巣を確認するなど「里山的自然環境の再生」が順調に進んでいます。こうした取組により、場内に広がる草原、水辺及び樹林において生物多様性が保全されていることが高く評価され、令和7年9月には、内陸の管理型最終処分場として全国で初めて「自然共生サイト」に認定されました。併せて第2期埋立エリアでは、再生可能エネルギー及び処分場の有効活用のため、発電規模約2メガワット、一般家庭約500世帯分の年間発電量を賄うことができる多摩地域最大級の太陽光発電施設を平成29年10月より運営しています。

この環境報告書2026では、令和7（2025）年度に循環組合が行った環境保全の取組を紹介しております。この取組を通じて、多くの皆さまからのご協力やご意見を頂ければ幸いに存じます。

今後とも当組合は、25市1町の連携のもとで、環境保全の取組をより一層進めるとともに、多摩地域の循環型社会実現へ向けた取組を行ってまいります。

▶事業概要

1. 東京たま広域資源循環組合とは

地方自治法第284条第2項に基づき、一般廃棄物最終処分場の設置及び管理を事業目的として、昭和55(1980)年11月1日に設立された一部事務組合です。

2. 事業目的

- 一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理
- 一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業

3. 組織団体

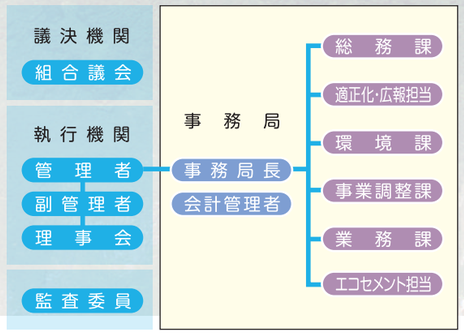
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

4. 主な事業

多摩地域25市1町の一般廃棄物最終処分のため、東京都日の出町にある二ツ塚処分場・谷戸沢処分場及びエコセメント化施設の設置･管理運営を行っています。

5. 組合の組織

東京たま広域資源循環組合は、組合議会、理事会、管理者及び事務局等から構成されます。



▶環境方針

循環組合では「環境方針」を定め、資源循環や自然環境の保全など、様々な環境保全の取組を進めています。

東京たま広域資源循環組合環境方針

基本理念

私たちがよりよい環境を次世代に引き継いでいくためには、今後一層、ごみの発生抑制・再使用・リサイクルを進めるとともに、それでもなお残るごみについては適正に処理しごみによる環境への負荷を低減していくことが重要です。

人口約400万人を擁する東京多摩地域では、リサイクル先進地域としてこれまでもごみ減量の取組が行われてきましたが、今後とも、二ツ塚処分場を一日でも長く利用できるよう廃棄物の減容（量）化を着実に進めていくことが必要です。

循環組合は、エコセメント事業を通じて多摩地域の一般廃棄物のリサイクルをさらに進めるとともに、埋立処分量削減の促進、周辺環境に配慮した埋立処分事業を進めていきます。事業に当たっては、次の基本方針に基づき、周辺環境への汚染の防止や環境への負荷の低減などを進めていきます。

基本方針

1. 地域住民の健康で安全な生活を確保し、さらには地球環境を保全するため、環境に関する法令や協定等を遵守して環境汚染を防止していきます。
2. 庁舎、ごみの埋立て及びエコセメントの製造に伴う各事業活動において、省資源・省エネルギーを推進し、温室効果ガスの排出を抑えることで、地球温暖化の防止に努めます。
3. ごみ（一般廃棄物）の排出抑制を推進するとともに、ごみ焼却灰を埋め立てずにエコセメントの原料として再資源化する取組を進め、貴重な最終処分場を効率的に使用します。
4. 最終処分場内において、動植物や水辺環境の保全・創出を進め、住民が自然と触れ合い、親しむことのできる環境を確保します。
5. 循環型社会の実現に向けて、住民に見学会など広く環境学習の場を提供し、ごみ問題の解決への意識を啓発していきます。
6. 環境方針やそれに基づく取組・実績、環境データなど、組合が保有する環境に関する情報を、積極的に公表します。

令和5年5月1日　　東京たま広域資源循環組合　管理者　阿部 裕行

▶編集方針

東京たま広域資源循環組合は、環境保全への取組をより多くの皆さまにご理解いただくとともに、取組のさらなる充実を図ることを目的に「環境報告書」を発行しています。

構成としては、私たちの事業内容を紹介するとともに、環境保全へ向けた様々な取組を報告しています。

本冊子では、詳細情報まで掲載できない内容もありますので、ホームページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

循環組合　検索　https://www.tama-junkankumiai.com/

■報告する期間
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
※一部、令和8年度の内容も含んでいます

■準拠したガイドライン
「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン」
2005年度版 東京都環境局



目 次

【私たちの事業】
- ▶二ツ塚処分場 …… 4
- ▶エコセメント化施設 …… 6
- ▶谷戸沢処分場 …… 8

【環境への取組】
- ▶適切な処分場管理 …… 10
- ▶地球温暖化の防止 …… 12
- ▶環境コミュニケーション …… 13
- ▶谷戸沢処分場「自然共生サイト」の認定を取得‥ 14
- ▶資料 …… 15

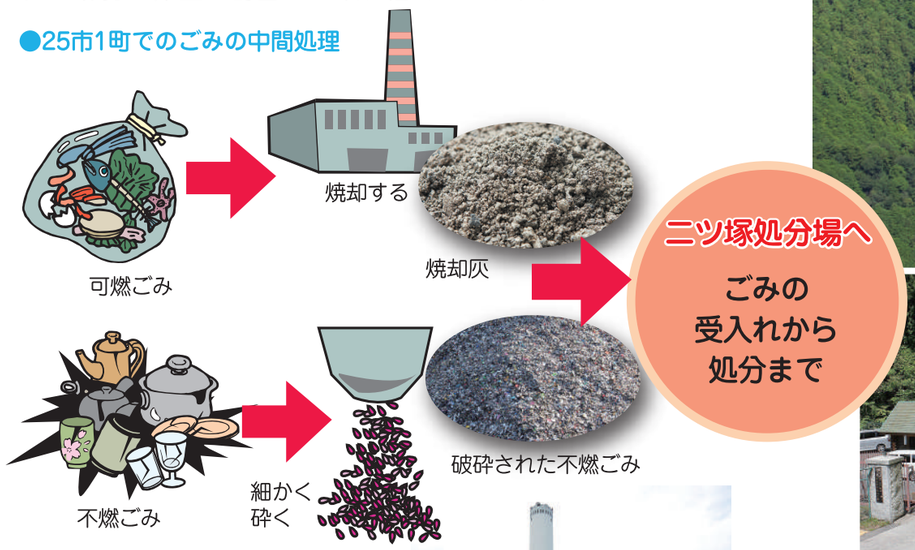
「ごみの受入れから処分まで」

最終処分場の役割

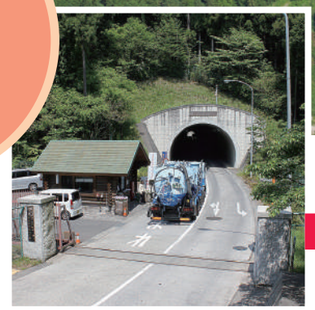
二ツ塚処分場

東京たま広域資源循環組合では、ごみの最終処分を法令や地元との協定等に従い適切に管理運営を行っています。現在、ごみの搬入を行っている二ツ塚処分場は、高水準の設備・システムを備え、徹底した安全管理を行っています。また、動植物が生息しやすい環境の保全・創出にも取り組んでいます。

●25市1町でのごみの中間処理







●ごみを運び入れる
搬入時間は平日午前9時～午後4時（12月1日から2月末までは午前9時～午後3時30分）。強風の日はごみの飛散を防ぐため、不燃ごみの搬入を中止します。



●ごみの重さを量る
トラックごとに不燃ごみまたは焼却灰の重さを量り、清掃工場からの搬入情報データと照らし合わせます。

焼却灰



●エコセメントの製造
焼却灰はエコセメント化施設でエコセメントに生まれ変わります。

不燃ごみ

平成30年度（2018年度）以降は、
不燃ごみ埋立処分を実施していません。



●ごみを降ろす
不燃ごみが飛散しないよう、水をかけながら作業します。



●降ろされたごみを検査する
埋立てする前に不燃ごみを検査し、埋立てできないもの（乾電池など）があった場合、それを除去し、搬入団体へ返却します。



●土をかぶせる
不燃ごみの飛散を防ぐため、その日のうちに土をかぶせます。土は、この処分場を造ったときに出たものを再利用しています。

中間処理後のごみの搬入量（単位：t/年）

	令和6年度	令和7年度
八王子市	8,116	7,883
立川市	3,078	2,966
武蔵野市	2,619	2,481
三鷹市	3,159	3,240
青梅市	2,266	2,194
府中市	4,419	4,458
昭島市	1,465	1,401
調布市	4,010	4,116
町田市	8,805	8,227
小金井市	1,051	1,102
小平市	3,391	3,210
日野市	2,065	2,091
東村山市	2,413	2,264
国分寺市	1,243	1,255
国立市	1,448	1,444
福生市	885	860
狛江市	1,402	1,418
東大和市	1,479	1,408
清瀬市	1,326	1,421
東久留米市	2,211	2,273
武蔵村山市	1,372	1,309
多摩市	3,098	2,793
稲城市	1,824	1,829
羽村市	912	879
西東京市	3,222	3,418
瑞穂町	654	635
災害廃棄物由来（能登半島地震）	85	32
合計	68,019	66,607

※搬入重量は、小数点以下を四捨五入しており、端数調整を行っています。



多摩地域の清掃工場

「ごみのゆくえ」と埋立量の推移

皆さんの家庭などから出されたごみは、まず清掃工場で処理されます。可燃ごみは焼却され、不燃ごみは細かく破砕されます。この処理を中間処理といいます。

中間処理後に出てくる焼却灰や破砕された不燃ごみのうち、東京たま広域資源循環組合では、平成18年7月からのエコセメント化施設の稼働により焼却灰をエコセメントにリサイクルしています。破砕された不燃ごみは埋立処分により安定化・無害化します。

なお、リサイクル等の推進により、埋立処分される不燃ごみは年々減少し、平成30年度以降は、埋立処分を実施しておりません。エコセメント事業を含め、廃棄物減容（量）化基本計画が着実に進められた成果です。

「エコセメント事業の推進」

焼却灰の再利用で循環型社会に貢献

エコセメント化施設

循環組合では、処分場を長く使っていくために、平成18年度から焼却灰を埋め立てず、その全量をエコセメントにリサイクルしています。

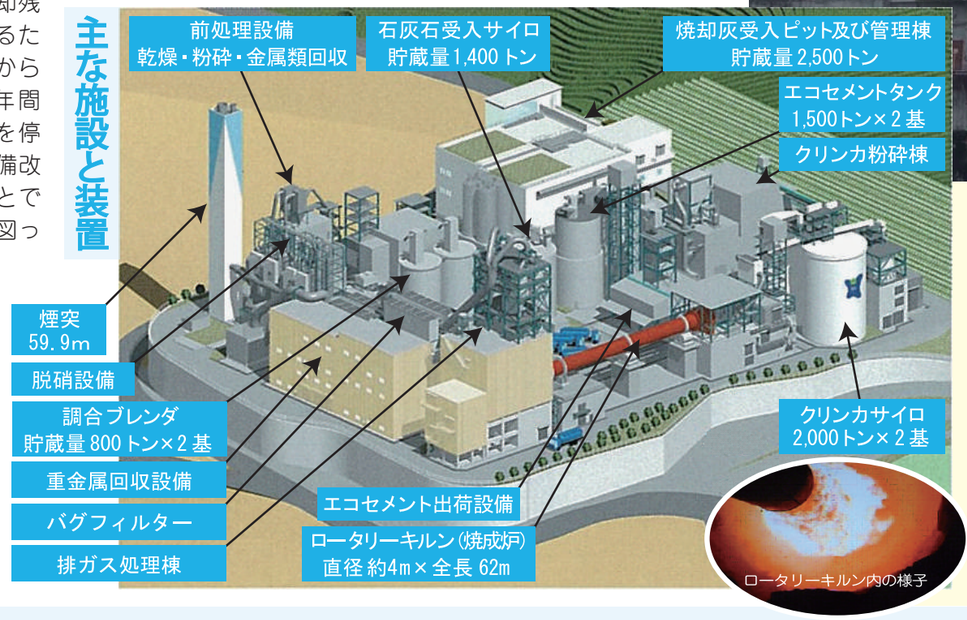
この事業により、埋立対象物は不燃ごみのみとなり、埋立量が減少し、二ツ塚処分場の使用期間を大幅に延長することができました。また、平成30年度以降は、不燃ごみの埋立処分を実施していません。

※エコセメントとは

エコセメントは、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本産業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。エコセメントは、普通ポルトランドセメントと同等の品質をもっており、主にコンクリート製品等に使われています。

●基幹的設備改良工事

エコセメント化施設は、竣工から約20年が経過し老朽化しているため、将来の安定的な運営を見据えた対応や各設備・機器の保全が課題となっています。このような状況を踏まえ、今後も継続的に安全・安定した焼却残さ処理を実施するため、令和８年度から12年度の間、年間100日程度施設を停止し、基幹的設備改良工事を行うことで施設の延命化を図っていきます。





●エコセメントの認証制度 ～エコタローが目印です！～

「東京たまエコセメント」を100%使用している製品を「東京たまエコセメント製品」として認証し、循環型社会の構築に役立てています。都内など21事業者24工場で認証されています（令和8年4月現在）。製品は各自治体の公共工事などに利用されています。



公園の整備にも使われています。



エコタローの刻印が目印です

●認証マークがついたエコセメント製品



歩道で使われるブロック

敷石や視覚障害者誘導用ブロックに利用されています

●エコセメントが出来るまで

1 受入れ



清掃工場でごみを燃やした後に出る焼却灰を受け入れます。（飛灰は専用貯留タンクに入ります。）

2 前処理



焼却灰を乾燥、粉砕して石灰等の副資材を混ぜます。

3 焼成



キルン内では1,350℃以上の高温で焼き、ダイオキシン類を分解し、クリンカ（塊）をつくります。

4 エコセメント



クリンカに石こう等を加え粉砕するとエコセメントになります。

クリンカ

5 エコセメント出荷

6 排ガス処理



前処理及び焼成時に発生するガスは排ガス処理をして煙突から排出されます。（※焼成で発生した排ガスは、200℃以下に急冷することでダイオキシン類の再合成を防ぎます。また、ばい煙はバグフィルター等の公害防止設備により取り除かれます。）

7 重金属回収設備



排ガス処理中にフィルター等でろ過された重金属を安全に回収します。

金属産物等回収

金属産物（亜鉛・鉛・銅滓物）及び金属滓物（貴金属類含有）を回収し、製錬会社に持ち込んで有効活用しています。

清掃工場

焼却灰



●視察の受け入れ

毎年約100件程の各種団体の視察・見学を受け入れています。

令和7年度は組織団体の職員視察や小学校の社会科見学などの受入れを行い、実施件数は73件となりました。



「埋立てが終了した処分場の適正管理」

万全な管理を実施し、再生した自然環境を保全

谷戸沢処分場

谷戸沢処分場は、平成10年に埋立てを終了しました。以降、廃棄物処分場としての廃止に向け、適切な管理を続けています。また、里山的自然環境の再生を進めるため、清流復活用貯水池や、ビオトープの設置など、生態系を豊かにする努力も行っています。

こうした努力の結果、処分場内の草原エリアではサシバやヒバリなどが見られ、水辺ゾーンにはカワセミやカイツブリが訪れ、森林エリアではフクロウが営巣しています。また、日の出町の天然記念物であるトウキョウサンショウウオの産卵や、国蝶であるオオムラサキの飛翔が見られるなど、豊かな里山の生態系が再生しています。



清流復活用貯水池の設置

処分場下流側の谷戸川に生息しているホタルを保全するため、冬季に河川の水が枯れないよう、平成11年に清流復活用貯水池を設置しました。



国蝶オオムラサキの保全

谷戸沢処分場では、国蝶オオムラサキの生息が確認されています。オオムラサキの幼虫は、エノキの葉を食べ成長し、冬になると根元の落ち葉の中で過ごします。

落ち葉が風で飛ばされないよう、処分場内にあるエノキの根元に保護柵を設置するなど、オオムラサキが生息しやすい環境を整えています。



オオムラサキの幼虫の保全（エノキの根元に設置した保護柵）

トウキョウサンショウウオの保全

トウキョウサンショウウオは、種の保存法に基づく特定第二種国内希少野生動植物種であり、日の出町の天然記念物にも指定されています。さらに、国および東京都においては絶滅危惧IB類に選定される絶滅危惧種です。

谷戸沢処分場では、昭和61年から産卵池の設置整備を行い、トウキョウサンショウウオの保全を継続しています。近年では、トウキョウサンショウウオなどを捕食するアライグマ（特定外来生物）の捕獲を行っています。



産卵池の整備

湿地ビオトープの設置

平成16年には、清流復活用貯水池の一部に湿地ビオトープを設置し、常時水の溜まる状態にすることで、モリアオガエル（日の出町の天然記念物）やトンボなどの水生生物が生息しやすい環境を整えました。また、カエル類が周辺樹林から湿地ビオトープにアクセスしやすいように、外周水路に足場を設置しています。



湿地ビオトープ

循環組合では、廃棄物を安全に埋め立て、ごみにふれた雨水（浸出水）をきれいにして公共下水道へ放流しています。清掃工場から搬入される廃棄物（焼却灰）は、安全で良質なエコセメントに全量リサイクルしています。

法の遵守はもちろん、日の出町及び地元自治会とさらに高い水準の公害防止協定を結び、これらを遵守して様々な環境配慮を行っています。

1-1. 埋立地の安全な管理（二ツ塚処分場）

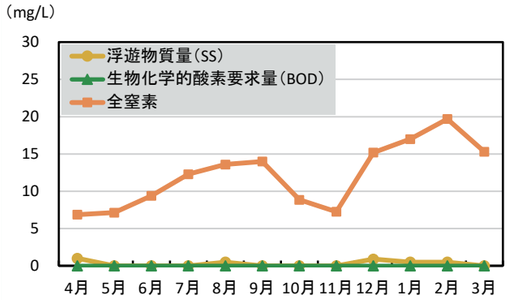
二ツ塚処分場では、埋立地の安全な施設管理を実施しています。

●安全な水処理

ごみにふれた雨水（浸出水）は埋立地内を通り、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。令和7年度も調査結果に問題はありませんでした。

●水処理施設の水質データ（令和７年度）

下水道放流水の水質は、下水排除基準（BOD・SSは300mg/L未満、全窒素は120mg/L未満）を遵守し、低い値で推移しています（下図）。



*浮遊物質量（SS）：水の濁りの目安です。
生物化学的酸素要求量（BOD）：水の汚れの目安です。
全窒素：赤潮などの原因となる物質です。



二ツ塚処分場の水処理施設

1-2. 廃棄物の量を減らす（減容（量）化の取組―二ツ塚処分場・エコセメント事業）

安全性とともに大切なことは、廃棄物そのものを減らす取組です。これは、処分場の使用年数の延伸にもつながります。

循環組合では7次にわたる廃棄物減容（量）化基本計画を策定・運用し、「資源循環」という考え方で廃棄物の減容（量）化を推進しています。

●資源循環による廃棄物の減容（量）化の状況

平成18年7月からエコセメント化施設が本稼働したことにより、今まで埋め立てていた焼却灰は、エコセメントとしてリサイクルしています。

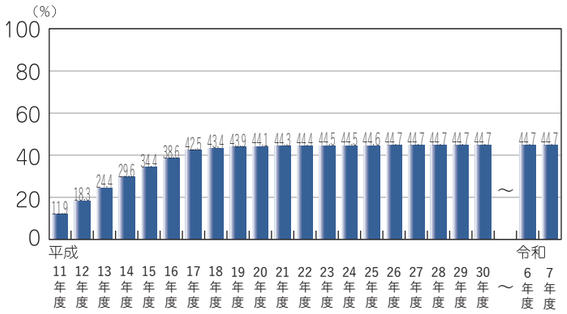
このため、埋立対象物は不燃ごみのみになり、埋立量は大幅に減少しました。さらに、平成30年度以降は不燃ごみも埋立処分を実施していません。廃棄物の減容（量）化を推進したことにより、埋立進捗率は44.7%に留まっています（下図）。

循環組合では、今後とも「極力ごみを出さない」ということが最も重要なことと位置付け、組織団体（自治体）や地域の住民、関係者への呼びかけを継続し、ごみの減容（量）化に努めていきます。



二ツ塚処分場埋立地とエコセメント化施設

二ツ塚処分場は、残り55.3%（令和8年3月現在）で埋立てが終了します。限りある埋立処分場を長く使うことができるよう、搬入団体及び住民の皆さまからご協力をいただいております。



*埋立ての進捗率は、ごみだけの数値を利用しています。

2. 安全で質の高いエコセメントの生産（エコセメント化施設）

焼却灰をエコセメントにリサイクルするためには、灰を乾燥、粉砕したり、1,350℃以上の高温で焼成するなど、多くの工程が必要になります。

各工程では、環境への負荷を抑え、安全な処理を実施しています。



●焼却灰の飛散や悪臭などの防止

焼却灰の受入れは建屋内で行い、室内の空気は吸引・脱臭処理しているので、施設の外へ漏れることはありません。

●公害防止協定等

焼却灰の乾燥や焼成で発生する排ガスに含まれる有害物質はバグフィルター等で全て除去され、排水もきれいに処理し下水道へ放流しています。

また、法や公害防止協定等に基づく環境モニタリング調査を定期的に行っています。

●放射性物質を含む焼却灰の管理

平成24年1月1日から完全施行された放射性物質汚染対処特措法（※）に基づく特定一般廃棄物処理施設としての維持管理を、法令に基づき行っています。また、測定結果については、日の出町、地元自治会、環境省へ定期報告し、循環組合HPにおいても数値を公表しております。

※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

3. 施設内外の安全管理（二ツ塚処分場）

埋立てや水処理のほか、周辺環境の管理も重要です。

処分場に出入りする車両や使用する道路、水路の管理にも十分な注意を払っています。

●埋立地で使用した車両の全車洗車の徹底

埋立地で使用した車両については、車両に付着した土などが外に持ち出されないよう、洗車を実施しています。



●二ツ塚処分場内の道路と水路の清掃・点検

二ツ塚処分場内の道路や外周水路に汚れが溜まらないように清掃を行うとともに、処分場施設を安全に稼働させるため点検しています。

●消防訓練の実施

火災による処分場施設の被害を最小限に抑えるために消防訓練を実施しています。

4. 埋立終了地の安全な管理（谷戸沢処分場）

埋立てを終了して自然環境が回復した谷戸沢処分場では、安全な施設管理を実施しています。

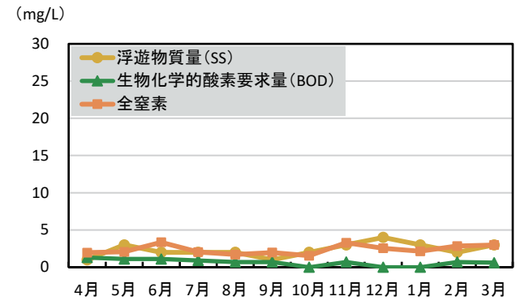
●安全な水処理

処分場からの排水は、水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流しています。二ツ塚処分場と同様に厳しい基準に則って処理し、環境モニタリング調査を行っています。調査には日の出町及び地元自治会の方（写真）に立会っていただき、令和7年度も調査結果に問題はありませんでした。



●水処理施設の水質データ（令和７年度）

下水道放流水の水質は、下水排除基準（BOD·SSは300mg/L未満、全窒素は120mg/L未満）を遵守し、低い値で推移しています（下図）。



●埋立地の自然回復

谷戸沢処分場では周辺環境への影響を確認するため、埋立開始以前から40年以上にわたり、場内及び周辺における動植物の調査を継続しています。

また、埋立地内にススキ野原や水辺環境を整えたことで、里山的な自然環境が再生し、その保全に取り組んでいます。



里山の自然環境を代表する動植物が確認されている谷戸沢処分場

2. 地球温暖化の防止

地球温暖化は、現代社会における最大の課題の一つです。
循環組合では、廃棄物の最終処分やエコセメント事業において、できる限り温室効果ガスの発生を抑える取組を実施しています。

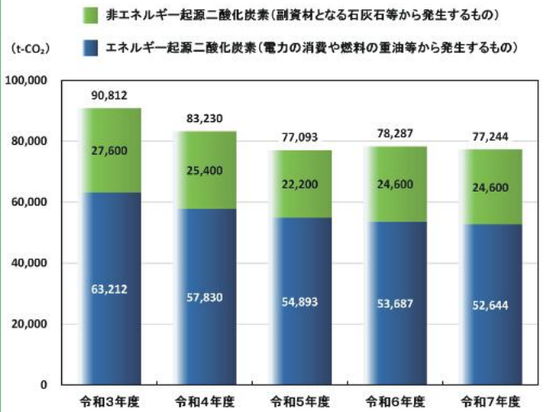
1. 循環組合全体の取組（温室効果ガスの削減）

地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減に努めています。具体的な取組としては、機器の運転の効率化や、エコセメント焼成炉の停止回数の低減などによる省エネ対策を実施してきました。また、エコセメントの副資材となる石灰石粉の一部を、焼成時に二酸化炭素が発生しない生灰石に転換しています。

これらの対策により、令和7年度の特定温室効果ガス排出量は、約52,644t-CO_2/年度（基準排出量*は77,269t-CO_2/年度）でした。

*基準排出量とは、平成19年度の特定温室効果ガス排出量を改定した排出量

■二ツ塚処分場エコセメント化施設
温室効果ガス排出量の推移





谷戸沢処分場 太陽光発電施設

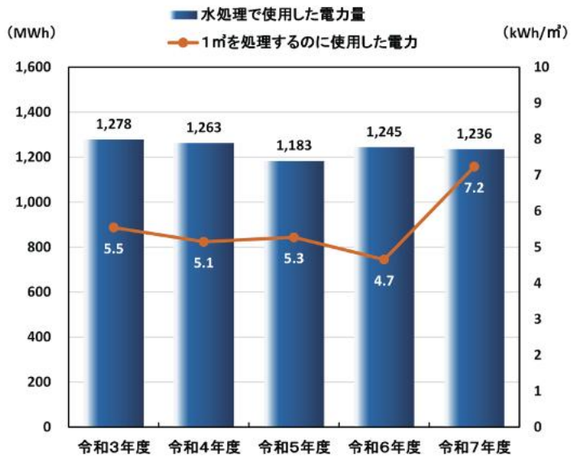
2. 地球温暖化防止の活動

(1) 処分場における温暖化対策

二ツ塚、谷戸沢処分場では、水処理で大きな電力を使います。循環組合では、適切な水処理を実施しながら、必要最低限のエネルギーの使用に留めるよう努力しています。

令和7年度の電力使用量は1,236MWhでした。降雨により浸出水量は変化しますので、これが原因で電力量は変動します。1m³の排水処理を行うのに必要な電力量は7.2kWhでした。

■水処理で使用した電力量の推移



(2) エコセメント化施設における温暖化対策

エコセメント化施設は、設計時から省エネルギー対応に留意した施設ですが、さらなるエネルギー使用の削減を目指し、効率的な運転に取り組んでいます。

(3) 太陽光発電施設における温暖化対策

太陽光発電は、ソーラーパネルを用いて太陽の光を直接電気に変換する発電方式です。太陽光発電の際には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しません。

当施設は、埋立が終了した谷戸沢処分場に設置し、敷地面積27,000m²、ソーラーパネル7,200枚で、令和7年度の発電量は約250万kWhでした。

3. 環境コミュニケーション

循環組合では、廃棄物の処理や環境保全について地域の皆さまによりよく理解していただくよう努めています。また、大切な情報については積極的に広く公表しています。

1. 地域とのコミュニケーション

(1) 環境データの公表

円滑な処分場運営には、周辺住民の方々や関係者の方々のご理解とご協力が不可欠です。循環組合では、定期的に日の出町役場や住民の方々に環境データなどについて積極的に説明をしています。また、同様にホームページには環境データを公表し、広く閲覧ができるようにしています。

(2) 見学会の充実

ごみ処理の実情を少しでも多くの方々に知っていただくため、見学会の充実を図っており、夏休み処分場見学会、紅葉の谷戸沢処分場自然観察会などを通じて多くの方にご来場いただいています。

なお、社会科見学等の一般の見学については、令和7年度は、73件2,149人の見学者を受け入れました。二ツ塚処分場を整備してからの累計見学者数は、99,967人となりました。



夏休み処分場見学会



紅葉の谷戸沢処分場自然観察会

(3) オオムラサキ放蝶会・見学会

毎年6月にはオオムラサキの放蝶会及び見学会を開催し、日の出町の小学校の皆さんや一般の方々に参加いただき、オオムラサキの放蝶のほか、谷戸沢処分場内の里山的自然環境の再生と保全状況を見学していただいています。



国蝶オオムラサキ放蝶会



国蝶オオムラサキ見学会

2. 環境活動の公表

循環組合の様々な情報をホームページや広報紙『たまエコニュース』でお知らせしています。



たまエコニュース

谷戸沢処分場「自然共生サイト」の認定を取得

～最終処分場から、自然と人が共に生きるフィールドへ～

「自然共生サイト」とは

生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ実現に向けた取組として、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地など民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画を国が認定する制度です。認定された活動の実施区域を「自然共生サイト」と呼びます。



認められた４つの「価値」

里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場

周辺のコナラ林などの樹林、埋立地のススキ草地、清流復活用貯水池や水路を含めた水辺環境がまとまっていることにより、これらの里山的環境を好む動植物が多く確認されています。



ススキ草地

生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場

樹林と草地を行き来するタヌキなど、里山の在来種が多く暮らしています。多摩地域の方々を対象とした見学会では、日の出町の豊かな自然を実感し里山の生き物を観察できる機会を提供しています。



タヌキ

希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場

里山の生き物を中心に、100 種以上の絶滅危惧種が確認されています。昔からこの地で生息生育してきた種のほか、里山的自然環境の再生にともない戻ってきた種、新たに入ってきた種も含まれます。



ミゾコウジュ
東京都レッドリスト絶滅危惧ⅠＢ類（西多摩）

越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場

水辺にはトウキョウサンショウウオ、ヘイケボタルなどが繁殖し、ススキ草地にはカヤネズミ、ホオジロなどが繁殖しています。周辺には少なくなったこれらの環境が谷戸沢処分場では維持されています。



トウキョウサンショウウオ

谷戸沢処分場に広がる草原、水辺、樹林それぞれで生物多様性が保全されていることが高く評価され、内陸の管理型最終処分場として初めて「自然共生サイト」の認定を取得することができました。

しかし、最終処分場として約 14 年間にわたりごみが埋め立てられていた事実は残ります。したがって、今後も谷戸沢処分場の適切な維持管理を行うとともに、里山的自然環境の再生活動に取り組むことで、生物多様性を維持、増進する活動を継続して行っていきます。

1. 廃棄物減容(量)化基本計画

これまでの減容（量）化の取組の検証を行うとともに、複数の中間処理施設における更新・機能変更などの状況の変化や循環組合に求められる社会ニーズ等も踏まえ、令和７年10月に「第７次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定しました。令和８年度からは、この計画を基に、廃棄物の減容（量）化を進めています。

1. 本計画の枠組み（計画期間）

本計画における計画期間は、令和８年度から令和12年度の５年間です。

なお、エコセメント化施設の基幹的設備改良工事期間と同じ計画期間としています。

2. 計画の目的及び目標

目的　埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用
→多摩地域において、新たな処分場を確保することは極めて困難な状況であることから、現在の埋立ゼロを今後も継続していくことにより、二ツ塚処分場の可能な限りの長期使用を図ります。

目的　エコセメント化施設の安定的な運営
→エコセメント化施設の基幹的設備改良工事期間中においても、焼却残さの安定的な処理体制を確保することで、継続的な運営を維持するとともに、エコセメント事業の成立条件としている焼却残さの一定量の確保を目指します。

3. 主要課題と対応

○負担金計算方法の見直しと埋立関連施設事業費の新設
○不燃残さの搬入配分量、超過金・貢献金制度の廃止

2. 地球温暖化対策

循環組合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に規定する、大規模事業所に対する温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の対象事業者（指定地球温暖化対策事業者）になっています。

当組合は、大規模な温室効果ガス排出事業者の責務として、地球温暖化対策を推進し、総量削減義務を着実に履行してまいります。

計画の概要

（1）対象施設

前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上の事業所が制度対象事業所となります。

当組合では、二ツ塚処分場内のエコセメント化施設及び当該施設とエネルギー供給事業者からの受電点が同一の施設が、総量削減義務の対象となっています。

（2）計画期間

環境確保条例上、計画期間は平成22年度を開始年度とする５年ごとの各期間※とされています。

当組合では、この計画期間に基づき、地球温暖化対策の進捗状況を確認しています。

※第一、第二、第三計画期間
→平成22年度から令和６年度まで
第四計画期間
→令和７年度から令和11年度まで

（3）削減目標

基準排出量（第二計画期間以降）は77, 269t-CO_2/年度です。令和７年度の温室効果ガス排出量は非エネルギー起源分を含め約77,244t-CO_2/年度でした。

第三計画期間においては、削減義務率25％のところ、約24％の削減を達成しました。

第四計画期間（令和７年度から令和11年度まで）においては、削減義務率は48％です。なお、削減義務率の対象になる特定温室効果ガス*の令和７年度における排出量は約52,644t-CO_2/年度で、削減率は約31.9％でした。

*特定温室効果ガスとは、化石燃料や電力の使用により排出されるもの

省エネ設備（インバーター）が導入され、稼働するクリンカクーラ（エコセメント化施設内に設置）



クリンカクーラ設備



クリンカクーラを省エネ運転させる制御盤